

## 福岡県教員養成史研究(四)

平田宗史

(1978年9月9日受理)

### はじめに

本稿の考察対象の時期は、師範教育令が公布された明治30年10月6日から師範学校規程が制定される明治40年4月17日までである。この時期には、師範教育令の公布により、森有礼によって打ち立てられた師範学校制度の修正が行なわれたのである。

本稿は、この時期の福岡県の教員養成の実態を考察するものである。

### (一) 福岡師範学校の教育

明治30年10月6日、師範教育令が制定された。これは、全文11条にしかすぎないが、師範学校の種類、定義および目的、設置、経費、諸規則、学資、学科、教科書などについて定め、師範学校制度の基本的事項を総合的に規定している。この師範教育令の外に、師範学校に関する勅令、省令、訓令が制定され、師範学校令下での師範学校制度の修正がなされたのである。修正の主要な点は、次の通りである。

- (一) 師範学校を高等師範学校と師範学校との二つに分け、高等師範学校は、男女各一校を東京に設置することにし、師範学校は、各府県に一校若しくは数校設置できること。
- (二) 独立の女子師範学校の設置が奨励されたこと。
- (三) 師範学校生徒の定員の算定基準が定められたこと。
- (四) 官費生の外に、私費生を置いたこと。
- (五) 郡選生を廃止し、志願生のみとしたこと。

師範教育令は、明治31年4月1日から、施行されたのであるが、福岡県尋常師範学校は、それに呼応して、福岡県師範学校と改称された。

福岡県師範学校生徒の定員は、著しく増加したため、施設設備の拡張が行なわれた。明治33年の『福岡県学事年報』によると、「生徒増員ニ対スル設備ノ拡張ハ昨年度ニ於テ既ニ大体ヲ完了セリ本年更ニ修築セシモノハ倉庫炊事場食堂等ニシテ」<sup>(1)</sup>と明記されている。しかし、教員定員の増

加は少なく、3～4名増加されたにしか過ぎなかった。その教員数は25～6名であった。そして、当時の「先生の多くは國士の風格を備入られていた。訓練の方面に於ては現在教育の到底追随を許さぬものがあった」<sup>(2)</sup>と、当時の生徒は回想している。

生徒の定員は、200名から、明治30年3月31日、240名（男190名、女50名）と変更されたのであるが<sup>(3)</sup>、同じ年の10月9日、文部省は、勅令第347号で以て、師範学校生徒定員を定めたのである。これに依って、地方の実情に応じて、師範学校生徒の定員が定められることになった。福岡県では、福岡県師範学校の定員を「本科定員四百十名トナスノ見込ヲ以テ三十一年以降募集ヲナス」<sup>(3)</sup>こととし、明治33年3月18日、福岡県師範学校規則が改正されたことにより、本科生徒定員は410名（男320名、女90名）となった。<sup>(4)</sup>

生徒募集は、基本的には、森の制定した明治19年5月の『尋常師範学校生徒募集規則』を改正した明治25年7月の『尋常師範学校生徒募集規則改正』に基づいて行なわれた。しかし、師範教育令期において、生徒募集方法は、少し改正された。それは、次の通りである。

- (一) 郡選生を廃止し、志願生のみとしたこと。  
(明治31年8月25日、文部省令第18号)
- (二) 私費生を認めたこと。  
(明治30年10月6日  
勅令第346号)
- (三) 男子師範生の入学年令を17才から16才に引き下げたこと。  
(明治31年3月28日文部省令第10号)
- (四) 生徒の募集を前期、後期に分け、年2回としたこと。<sup>(4)</sup>  
(明治33年3月18日福岡県令第21号)

明治30年代の福岡県師範学校本科生の男子部と女子部の入学志願者と入学者は、表(1)の通りである。

この表から言えることは、男子の方が女子に比べると、入学志願者が多いということと、男子部の場合、明治31年から33年までの間、入学志願者が入学定員の2～4倍で明治20年代と変わらなかつたが、明治34年から38年までの間は、10倍前後と

表(1) 入学志願者と入学者

	明治 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
入学志願者	男	172	252	359	881	867	908	868	822	314	366
	女	55	86	127	125	148	/	/	/	/	/
入 学 者	男	86	86	90	80	81	80	82	82	40	78
	女	32	36	33	35	50	/	/	/	/	/

注 福岡県学事年報(明治33~36年), 福岡県統計書第二編(明治37~40年)より作成。

なり、入学難であった。当時、難関中の難関と言われていた旧制高等学校に匹敵する入学倍率であった。このように急激に入学志願者が増加した主な原因是、郡選生を廃止し、一般志願生のみを募集したこと、明治34年から38年まで、年に2回生徒募集を行なうようになったこと、小学校への就学率が上昇し、上級学校への進学者が増加したことなどが考えられる。その外、師範学校入学志願者が増加したのは、明治20年代と同じく、明治30年代においても、福岡県師範学校は、福岡県における最高学府であり、魅力あるものであったからと推察される。<sup>(5)</sup> そして、入学難の為、明治30年代、師範学校入学のための予備校が設置されたのであった。<sup>(6)</sup>

入学試験に合格しても、3ヶ月間は仮入学生で、仮入学生が全て本入学できるのではなかった。明治30年代に本入学出来なかった者は、表(2)の通りである。この表をみて分るように、

表(2) 本入学を許されなかつた者

	明治 33	34	35	36	37	38
男	7	2	2	4		2
女	1	3	0	/	/	/

注 福岡県学事年報(明治33~36年), 福岡県統計書第二編(明治38年)より作成。

仮入学から本入学へ無条件に行けるのではなかった。したがって、本入学するまでの仮入学生の心理は、複雑なものであった。明治32年に入学したある師範生、そのことについて、次のように語っている。

「私の入学したのは明治三十二年で、其頃の寄宿舎は全くの軍隊式。四年生の小隊長分隊長から三年二年の下士、上等兵格に至るまで、厳然たる階級が立って居て、其の中に新入生の二等卒が割り込まれ、第一学期の間は仮入学生として特に試

鍊を加へられたものである。四年生は大概役員で、銀光燐然たる梅花の徽章を付けた右肩で風を切って渾歩する其の英姿は實に颯爽たるものであった。田舎から這ひ出して来てまだ洋服の着かたさへ知らぬ私等新入生は、すっかり其の威風に呑まれてしまひ、ただ、小さくなつて戦々兢々たる外はなかつた。其の上入学の当夜から姿勢が悪いの規律が無いのと、寝起の動作から三度の箸の上げ

下しまで實に手きびしい鞭撻を加へられた。毎日泣き出したい程の憂き目に逢ひ、とても此の学校には入学出来まいと観念したことが一再ではなかつた。」<sup>(7)</sup>

又、明治38年4月に入学した生徒は、仮入学生時代のことを、次のように語っている。

「自分が師範生になったのは、明治三十八年の十月で、………その頃の入学は仮入学で成績の如何では入学後四五ヶ月で退学させられてゐた。秋に入ったものには、紀元節の御馳走を食べたら油断はならぬといはれ、何か呼出しでも来たらそれかと思ってびくびくしたものである。」<sup>(8)</sup>

明治32年入学、明治35年卒業の女子部生も「入学後三ヶ月間は仮入学の形で、その間に先生や上級生のきびしい試験をうけやっと本入学となる一学期の終わりには、二、三の落伍者を見る事もあつたのでみんな緊張して生活したものであった。」<sup>(9)</sup>と、仮入学時代のことについて語っている。

難関を突破し、仮入学できても、仮入学生にとって、本入学するまでは、針の席の上にいるようなものであった。

入学者の年令をみると、男子の場合、明治31年8月、一才引き下げられて16才以上となったので最少年令16才の者から最多年令20才の者まで、平均して17~18才の者が入学した。女子の場合、最少15才から最多18才の者まで、平均して16才の者が入学したのである。<sup>(10)</sup>

入学者の入学前の学歴(教育)は、年度によつて少し異なるが、男女ともに高等小学校又は同補習科卒業の者が多い。明治34年以降になると、ついで多いのは、男女ともに、郡立准教員養成所修業の者である。明治36年以降になると、第一位と第二位とが逆転する年もある。ここで注目すべきことは、明治36年に本校の卒業生が設立した私立予修館という師範予備校からの入学者が多くいるということである。<sup>(11)</sup> 例えば、男子の場合、明治38年度において、高等小学校全補習科卒業者35

人、予修館修了者29人、准教員養成所修了者15人、その他3人、合計82人である。<sup>(11)</sup>

入学者の父兄の職業をみると、表(3)の通りである。男子の場合、圧倒的に、父兄が農業とい

表(3) 入学者の父兄の職業

		明治 33	34	35	36	37	38	39	40
庶	男	13	10	13	10		9	0	2
	女	11	22	23	/	/	/	/	/
農	男	67	64	58	65		63	28	57
	女	15	9	12	/	/	/	/	/
商	男	4	5	7	8		10	3	10
	女	1	2	5	/	/	/	/	/
工	男	2	1	3	1		0	0	1
	女	1	2	0	/	/	/	/	/
其他	男	4	0	0	0		0	10	8
	女	5			/	/	/	/	/

注 福岡県学事年報(明治33年~36年)、福岡県統計書第二編(明治38~40年)より作成。

う者が多い。ついで、庶業、商業、工業である。女子の場合は、それと異なり、庶業と農業が同じ位である。ついで、商業、工業である。

師範生には、全額支給の給費が与えられた。しかし、それは、県費で賄われることになっていたので、県の財政を圧迫したのであった。したがつて、「本校生徒の給費約半減」<sup>(12)</sup>しようとする動きが、福岡県会にあったが、半減されなかつたけれども、明治39年から一年生だけは給費が支給されなくなった。<sup>(13)</sup>

福岡県師範学校は、明治33年3月18日、明治30年勅令第346号の師範教育令により、師範学校規則を改正したのであった。その規則によると、「学年は四月一日に始まり翌年十月十五日に終るものと十月十六日に始まり翌年十月十五日に終るものとの二種とし各之を二学期に分つ学期は一は四月一日より十月十五日に至り一は十月十六日より翌年三月三十一日に至る」<sup>(14)</sup>のであった。そして、学科目及其程度は、「明治廿五年文部省令第八号に拠る但男生徒の為同令第一条第二項に基き外国语農業手工の三科目を加設」<sup>(14)</sup>するものであった。生徒は、「将来国民教育の責任に当り人の師表たるべき者なれば平素教育に関する勅語の御趣旨に基き精神を鍛練し德操を磨励」<sup>(14)</sup>すること

とを教育目標とし、男子部と女子部の学科課程は、次の表(4)<sup>(15)</sup>通り定められた。

男子部の学科課程表は、明治20年代のそれと比較して言えることは、一週34時間は変わらないけれども、少し減少したと言っても相変らず兵式体操の時間が多のが特徴であろう。その外、修身、国語、歴史・地理の時間が増大したことも特徴である。

女子部の学科課程表は、やはり、一週間34時間というのは変わらないけれども、以前多くの時間を占めていた教育の時間が減少し、修身、国語、家事の時間が増加したことが特徴である。

修身、国語などが増大したことは、日清戦争を経験し、国家主義的、軍国主義的思想が擡頭してきたことに影響するのであろうが、実際の教育においても、森有礼の軍隊式の教育を継承するものであったと言う。明治31年の福岡師範学校卒業生は、次のように語っている。

「明治三十年頃の母校の状況や、初等教育界の有様を記憶から、よび起し静かに、たどりて見ると全く、隔世の感がある。当時の師範教育者は、軍隊式教育全盛の時代であった。日々の体操が軍隊式であるのは勿論、寄宿舎に於ける生活様式などが全く軍隊式であった。衣服の整頓から、起居動作に至るまで軍隊其もの様であった。旅行の如き、見学には余り重きを置かず、行軍式にして、身体の鍛錬と、軍事教育の体験とが重要事項であった。だから、行軍には、鉄砲と背囊とは必ずつきものであった。其間に演習をやる露營をやる。長距離のかけ足をやるなど全然軍事教練であった。」<sup>(16)</sup>

また園田定太郎校長時代(明治33年6月28日~39年12月6日)は、「此頃師範学校は軍隊教育の重んぜられた時期であって、学校の規律頗る厳にして、生徒の気風は自ら緊張せるの感があった。之を自分が是まで奉職して来た他の中学校に比較すれば、非常に相違があつて、特に生徒の気風としては、他の学校にすぐれて、尚武の念が盛んであった。」<sup>(17)</sup>と言われている。つきの濱口庄吉校長時代(明治39年12月7日~大正元年10月2日)も、「一体に其時代は皆さうであったが、殊に我が福岡師範は剛健な教育方針で、それが校風をしてゐた。起床も就寝も始業も終業も合図は悉く軍隊式に喇叭であった。正月には必ず太宰府行軍をして、帰路は全校生徒五里の道を駆走で帰ってきた。之には先生方も走って隨いて来られた。」

表(4) 男子部学科課程表

合 計	手 工	農 業	英 語	体 操	音 楽	図 画	習 字	博 物	化 物	数 学	地 理	歴 史	漢 文	国 語	教 育	修 身	學 科 目	學 年
																	時 間 每 週	
第一年八 半八前学年 第一年八後学年 二実地授業ヲ練習セシムルモノトス	三四	木 竹ノ細工	耕肥土 耘料壤 栽培農水 等具利	習文誌 字法方 会誌 話解	兵普 式通 体体 操操	单一 用自 器在 画画	二 楷 音 唱 歌	二 物 書 書	三 動植 物物 理	二 幾算 物 理	四 日 本 地 理	二 二 史	四 文 法語 作講 文誌	二 教 育 史	二 人倫道德ノ要領	第一学年 全上		
三四	木 竹ノ細工	耕肥土 耘料壤 栽培農水 等具利	習文誌 字法方 会誌 話解	兵普 式通 体体 操操	单一 自 在 行楷	二 二 二	二 物 書 書	二 動植 化物 物物 学理	二 幾簿算 化物 物物 何記術	四 外 國本 地	二 二 歷歷 史史	二 二 作國 文文 講說等	二 教 育 ノ原 理	二 人倫道德ノ要領	第二学年 全上			
三四	木 竹ノ細工	普通金 屬細工	養 蚕 養 畜 等 培	耕 耘 栽 修 作 修 培	作会誌 文話方 修訛 辞解	兵普 式通 体体 操操	教兵普 授 授 授	教葉複單 器聲音 授用唱唱	教自 授 授 授	教行書 身 生 假名	教鉢人 授 授 法物理	教物 授 授 法理	教幾代 授 授 法何數	教地 外 國授 授	教外 國授 授 法史	二 教 育 ノ原 理	二 人倫道德ノ要領	第三学年 全上
三四	教粘屬木 土細工竹 紙普通工金	家 蚕 養 畜 等 培	教農養耕 授 授 法	教修訛 辞方 作訛 法文解	教兵普 式通 体体 操操	教葉複單 器聲音 授用唱唱	教自 授 授 授	教化 授 授 法学	教代 授 授 法數			二 ノ經 史記 傳論說 等		二 教 育 管ノノ 理法原 法令理	二 人倫道德ノ要領	第四学年 前又後半期		
三四															三〇	二 教 育 管ノノ 理法原 法令理	全上	
																二 教 育 管ノノ 理法原 法令理	第四学年 前又後半期	

(18) と言われている。

このように、明治30年代の福岡県師範学校の教育は、全般的にみて、軍国主義的、鍛錬的であった。つづいて、師範教育において、学科（知識）教育以上に、森有礼が重んじたと言う人物教育を実施する場所として重視された寄宿舎教育の実態をみてみよう。

明治34年3月の卒業生は、つきのように、当時

の寄宿舎の様子を語っている。

「當時の寄宿舎は十二学友に編制せられ、二階建の下階全部が自修室で、其の真上が該学友の寝室であった。自修室は一方の壁に二段造りの棚を構へ、同一の規格による書籍が大小各一個宛と、雑品入袋一箇とが各人分從に整然と行列し（其他銃器は銃架に）寝室の棚には、各人別に外套（四年間に一着支給）を最下し、其上に襯衣（夏冬毎

女子部学科課程表

	体操	音楽	図画	習字	家事	理科	数学	地理	歴史	漢文	国語	教育	修身	学科目	学年
三四	三	二	二	二	六	二	三	二	二	二	四	二	二	時毎間週	第一学年
	普遊	単音唱	自在	行楷	事衣項食住裁縫スル	動植	算	日本地	日本歴史	等経ノ史	文国法文講記	教育作講	人倫道德ノ要領		
	通體														
三四	三	二	二	二	六	三	三	二	二	二	三	二	二	全上	第二学年
	普遊	樂複單器音音用唱唱	用自器在草坂	交行り書	事衣項食住裁縫スル	化物	算術幾何ノ初步	外國地	日本歴史	等経ノ史	文国法文講記	教育ノ原理	人倫道德ノ要領		
	通體														
三四	三	二	二	二	六	三	二	一	二	二	三	四	二	全上	第三学年
	普遊	教樂複單器音音用唱唱	教自授交草	教仮名授交法	裁育縫児教授簿法記	教人身心授生	教幾何授ノ初法步	地文	教外國歴授史ノ要法領	等経ノ史	作文学文史教ノ授大法略	教育ノ原理	人倫道德ノ要領		
	通體														
三四												三〇	二	全上	第四学年
												実地授業	学校管理法令	人倫道德ノ要領	

に年一着宛支給) 洋服(同上支給) の順に其他支給の甲掛(ゲートル但舊式鉢付) 靴下等皆一定の整理法により積重ねねばならぬ。宛も整頓の展览会の様であって、馴れぬ一年間は相當苦労せられた。

因に寝室は各自の寝臺(木製) 一個、赤毛布三枚、敷布二枚宛が貸與せられ、起床後寝具を一定の方式に整頓して、夕食後に床をとる掟で、其の規律は頗る統一してゐた。尚上級生の寝臺には毎年一足宛支給される靴のアマリを吊下げてあるのが多かった。」<sup>(19)</sup>

別の角度から、「中学に二箇年間 在学して居ったが、乃父の不幸に逢つて半途退学を餘儀なくさせられたもので、爾来数年の間は小資本ながらも親譲りの醸造業を営み、且つ相當の農場をも所有

して居ったので、多数の雇傭人を頼使して先づ不自由なく暮して居つたのである。然るに感ずる所あって再び学窓生活を志し母校に入学した。」<sup>(20)</sup> という明治37年3月の卒業生は、寄宿舎生活について、次のように語っている。

「予が入学の希望に胸を躍らせ、藤の花咲く美しい校舎に入った喜びもまだ醒めやらぬ中に大きな苦痛を感じなければならなかつた。それは寄宿舎に於ける新舊生の階級制度の激しいことであつた。今迄は使用人に若主人と立てられて居た予が、一朝にして新入生として最下層の取扱を受け、上級生の厳しい監視制裁を受けねばならぬ事であった。上級生の権力は實に、現今の軍隊にても斯かる程ではあるまいと思はれる位で、入浴も食事もノンビリとする事等は一度も出来なかつ

た。もう一つ困った事は家庭に在っては第一手にした事もなかったのに、入舎と共に新入生の役目として朝起床と共に、棕梠席の奪合を演じ（席の数が不足なので、早く取って早く掃除を終らんため）て、上級生に監視されつゝ寄宿舎の寝室、自習室、並に本校教室の掃除をなし、洗面所の水汲み、放課後は再び教室の掃除、又夕食後は庭園の掃除を松葉箒で掃き目も鮮かに立てねばならず、其の上ランプ掃除といふ厄介な仕事まで命ぜられる始末で全く驚いてしまった。勉強どころか夜はスッカリ疲れて黙学時間に舟漕ぎをやる。復上級生からは火の出る様に叱り飛ばされるといふ鹽梅で寢に悲惨なものであった。あの時代の寄宿舎の制裁制度により個人の自発活動や個性發揮を抑へられた影響は高師や大学の教育を受けた今日に至るまでも、自分の性格の上に及ぼす處が多く甚だ遺憾に思って居る。」<sup>(20)</sup>

だが、他の明治39年3月の卒業生には、このような上下関係の厳しさに対して、肯定的な言を發している者もいる。<sup>(21)</sup>

明治30年代において、福岡県師範学校男子部の寄宿舎生活は、明治20年代と同じように、軍國主義的で、上下関係の厳しいものであったが、その女子部の寄宿舎生活は、どうであったか、その実態を考察してみよう。

明治32年4月入学の一人は、「寄宿舎の組織は舎監の先生二名、一室ごとに上級生の室長一名と各学級二、三名づつ配され、都合七、八名が同室に起居し、起床から就寝までラッパの合図で規律正しく、特に夜は七時から九時まで黙学時間といって私語も許されぬ真剣な勉強振りであった。食事の時は一堂に会し、舎監の先生を主座に一室一卓の家族的な会食で麦飯に一汁一菜の粗食であった。………忘れられぬ思い出としては、外出時間のきびしかった事。毎日のランプ掃除にホヤをわって始末書をかかされた事。……」<sup>(22)</sup>と、寄宿舎生活のことについて語っている。同年の他の入学生は、「寄宿舎生活の規則による運営はみな上級生がこれに当っておりました。炊事についていえば、炊事長がいて炊事当番は材料の注意から煮炊き食後の食器の洗いかたづけまで分担します。この当番は室回しになっていました。室長は三年生がなっていました。………自分達で静かに整然と規則を守り自治的自発的に管理してやっておりました。一人でも寄宿舎の規則を犯すものがあったら、上級生が承知しません。夜会合して下級生を呼び出し訓戒したものでした。」<sup>(23)</sup>「清潔整頓はいたってやかましく、着物はチャンとたたんで

白布に包み棚の上にキチンと並べておかねばなりません。夜具のたたみ方にもしても、少しでもゆがんでいたら上級生から注意されるほど厳格でした。」<sup>(24)</sup>と、述べている。女子部の寄宿舎生活の回想をみると、男子部のような、軍國主義的、上下関係の厳しさに対する批判は、見られないが、前述の後者の女子部入学生は、忘れない二つの記憶の中の一つとして、「学期試験の真最中に、夜中の午前三時非常ラッパに叩き起こされて千代の松原まで駆け足行軍させられたことです。」<sup>(25)</sup>と語っている。これをみると、女子部においても、軍國主義的傾向があったとみてよいであろう。

教育実習は、「第四年ハ一半ハ前学年一半ハ後学年ニ実地授業ヲ練習セシムルモノトス」<sup>(4)</sup>と明示されているように、第四年生の前期か後期の六ヶ月間実施されたのである。教育実習については、前述の師範教育について厳しく批判した卒業生さえ、「何と云っても師範時代の忘れ難い想い出は初めて教生として教壇に立った時であろう。」<sup>(26)</sup>と語っているように、思い出として残っている。その教育実習を実施する附属小学校は、明治31年3月、大改革されたのである。

「時は今を去る二十九年の昔、明治三十一年三月のことであった。附属小学校の制度に一大改正あり、從来訓導は三学級に一名位の割合に配当されたものが此時より一学級一名となり、教生は単に見学の位置におかれた。そこで三四名の訓導が一躍十数名となり、男子、女子、壯年、青年、種々の人々が任用される事になった。」<sup>(27)</sup>附属小学校の組織は、「尋常科四ヶ年、高等科四ヶ年、補習科一ヶ年、別に単級といつて、尋常科一年から四年までを一学級とした複式学級が一組あった。一学級ごとに主任の訓導さんが居られ実習生が三、四名あて配属されて、放課後には毎日その日の授業の批評を受ける制度になっていた。」<sup>(28)</sup>と言う。附属小学校は、以上のように大改革が行なわれ、そこでの教育実習は、男子部、女子部、一緒に実施され、その批評会には、外部からも参加し、盛大なものであった。「教生の実地授業批評会は、一般練習といはれて附属小学校總出で、その場には訓導の先生、教生は勿論、本校からもその学科の擔任の先生が見え、外部から多数の参観がある。」<sup>(29)</sup>

この当時は、ヘルバート五段階教授法が、全国的に普及する時代であったので、これを参観する為に、「附属の参観者が続々と増加して來た。」<sup>(30)</sup>のであった。「明治33年の福岡県学事年報によると、「附属小学校ハ近時郡市教員ノ参観スル者非

常ニ増加シ其質議調査等ニ関シ応接暇アラザルノ状況ナリ」<sup>(31)</sup>とあり、明治34年、1211人<sup>(32)</sup>、明治35年、2060人<sup>(33)</sup>、明治36年2455人<sup>(34)</sup>、の参加者があったという。まさに、附属小学校は、福岡県下の小学校の注目的であり、中心であった。

## (二) 福岡県女子師範学校の設立とその教育

文部省は、明治30年12月17日の訓令第12号で、「二箇以上ノ尋常師範学校ヲ設置スル場合ニ於テ女生徒ノ員數一学校ヲ構成スルニ足ルヘシト認ムルトキハ男女ニ依リテ学校ヲ別ニスル事」<sup>(35)</sup>という指令を道府県に発した。この訓令が発せられた後、就学率向上などによる小学校教員不足や女子の就学率を向上させるために、独立の女教員養成機関を設置するところが増加した。

福岡県でも、明治33年の県議会において、福岡県女子師範学校設立の建議案が提出され、議会の賛成を得たのであるが、<sup>(36)</sup>明治34年の県議会で再度審議され、明治35年に、早良郡鳥飼村（現在福岡市鳥飼二丁目四の四〇）の土地を購入し、校舎の建設に着手した。校舎の一部が落成したので、明治36年4月に移転し、授業が開始された。しかし、翌5月27日、「不幸ニシテ女子師範学校既設教室壊焼失ノ災ニ罹」<sup>(37)</sup>ったのである。その結果、県会で、福岡工業学校と福岡県女子師範学校との入替え問題が生じ、その問題は種々論議されたけれども、その案は否決され、従前通りとなり、校舎の再築が行なわれた。そして、明治37年4月には、全部の移転を終り、福岡県女子師範学校は、実質的に発足したものであった。

福岡県女子師範学校が発足する直前の明治36年3月15日、福岡県女子師範学校規則（福岡県令第十三号）<sup>(38)</sup>、福岡県女子師範学校生徒募集細則（福岡県令第十四号）<sup>(39)</sup>、同月17日、福岡県女子師範学校生徒学資支給規則（福岡県令第十五号）<sup>(40)</sup>が制定された。

規則によると、<sup>(37)</sup>福岡県女子師範学校の目的は、「明治三十年勅令第三百四十六号師範教育令ニ依リ本県小学校教員ヲ養成スル所トス」と定め、定員を240名とした。生徒募集は、「毎年四月十月二回之ヲ」行なうのであり、学力検査は、「尋常小学校准教員検定試験ノ程度ニ依」って実施し、それは、予備試験と本試験との二種類とし、予備試験は、各郡市で、「校長ヨリ送付シタル試験問題及時間割ニ依リ」、実施し、本試験は、予備試験に合格した者のみ、本校で実施する

のである。

明治36年から40年までの福岡県女子師範学校本科生の入学志願者と入学者の数は、表（5）の通りである。男子ほどではないが、入学志願者は、

表（5） 入学志願者と入学者

	明治 36	37	38	39	40
入学志願者	407	420	565	267	248
入 学 者	78	73	81	42	80

註 福岡県学事年報（明治36年）、福岡県統計書第二編（明治37～40年）より作成。

定員の5～6倍であり、かなり高かったのである。

入学者の年令は15才から18才、平均して16才の者が入学し、入学しても、以前と同じように、仮入学から本入学へとストレートに結びつくものではなかった。明治36年<sup>(40)</sup>と38年<sup>(41)</sup>には、それぞれ3名の本入学不許可者がおり、3ヶ月の仮入学時代は、前述したように、仮入学生にとって重苦しいものであった。

明治36年から40年までの入学前の教育をみると、一般的に言って、高等小学校又は全補習科卒業者と郡立准教員養成所修業者が多いが、明治38年と39年になると、私立の師範学校予備校卒業生が、それらを上廻っている。例えば、明治36年<sup>(40)</sup>には、高等小学校又は全補習科卒業40名、准教員養成所修学の者37名、高等女学校第4学年修学の者4名、高等女学校第3学年修学の者2名、であったのが、明治38年<sup>(41)</sup>には、高等小学校又は全補習科卒業11名、准教員養成所修学者16名、予習館修了者46名、高等女学校卒業者4名、その他4名となつた。

父兄の職業をみると、表（6）の通りである。

表（6） 入学者の父兄の職業

	明治 36	37	38	39	40
庶	42		35	25	22
農	26		26	10	31
商	9		18	7	20
工	6		2	0	5
其 他	/		/	/	0

註 福岡県学事年報（明治36年）、福岡県統計書第二編（明治38～40年）より作成。  
明治37年は不明。

父兄の職業は、男子の場合、農業出身者が多いのに対し、女子の場合、庶業出身者が多いのが特徴であろう。

入学者には、「在学中食費被服等ヲ給ス但食費ハ帰郷中ノ者ニハ一切之ヲ給セス」<sup>(39)</sup>とあるごとく、以前とは少し少なくなったけれども、食費、被服などが給与されたのである。明治36年の秋の入学生は、そのことについて、次のように語っている。

「入学のその日、先ず髪を引きつめの束髪に結って貰い、着物も肩揚を下して一番地味なものに着かえさせられました。入学後のある日、袴地一着分を渡されました（以前は着物まで支給されたそうです）。それは海老茶木綿の一幅物で裁縫の時間に仕立方を習って縫いました。

授業料は要らず食費も県費なので、学資として家から送られるものは小遣錢だけで大いに助かりました。」<sup>(40)</sup>

明治20年代においては、小遣いも与えられていたのが、明治30年代においては、食費と衣服の一部が給与されるだけとなった。

福岡県女子師範学校の教育目標は、「本校生徒ハ将来国民教育ノ重任ニ当リ人ノ師表タルヘキ者ナレハ平素教育ニ関スル勅語ノ御旨趣ニ基キ精神ヲ鍛練シ德操ヲ磨励」<sup>(37)</sup>することであった。そして、その学科目及程度は、明治25年文部省令第八号に依って制定されたものであるが、それは、福岡県師範学校女子部の明治33年3月18日制定の表(4)の学科課程表と、殆ど変わらないのである。教育実習も、明治40年4月、福岡県女子師範学校に附属小学校が設置されるまで、男子の師範学校の附属小学校で実施されたのであった。

生徒は、「凡テ本校内ニ寄宿セシム」<sup>(37)</sup>ることになっていた。明治36年秋に入学した生徒は、当時の寄宿舎生活について、次のように語っている。

「私は明治三十六年秋の入学で、小春日和の暖かい日、郡出身の先輩に迎えられて荒戸の女子寄宿舎に入りました。はじめて家を離れて寄宿舎生活に入った私は、何事も初経験で、ただ周囲の人々を見習って毎日を過しました。

入学のその日、先ず髪を引つめの束髪に結って貰い、着物も肩揚を下して一番地味なものに着かえさせられました。……

授業料は要らず食堂も県費なので、学資として家から送られるものは小遣錢だけで大いに助かりました。でも規律は大変厳しく上級生には圧倒されていました。夕食後の運動時間に上級生がテニ

スを楽しんでいるのを見ても羨ましく、早くラケットを振れる様になりたいと思いました。

在学中に日露戦争がありました。私たちは出征兵士の送迎に、夜中でも早晩でも交代で博多駅まで勇んで歩いて行きましたが、それは一つも苦になりませんでした。また外出も止めて放課後や土曜、日曜などは軍隊に送る靴下か防寒具の製作にはげみました。」<sup>(42)</sup>

### (三) 小学校教員講習科の教育と郡立准教員養成所の設立

福岡県は、小学校教員の不足を補うため、明治22年10月、福岡県尋常師範学校に、小学校教員講習所を附設した。それは、明治26年6月、小学校教員講習科と改められた。そして、明治31年4月1日、福岡県尋常師範学校が福岡県師学校と改称された後も、それは存続した。しかし、明治27～28年の日清戦争後、小学校生徒の就学率の向上などにより、小学校教員の不足が一段と増したので小学校教員講習科規程の改正がなされ、その講習科の男子定員は、2倍に増し、女子定員も、設置されたのである。

明治33年12月9日制定の『小学校教員講習科規程』<sup>(43)</sup>によると、小学校講習科は、「尋常小学校教員ノ急需ニ応スルヲ以テ目的」として設置されたのである。その講習科生徒の定員は、「百二十名トシ内男子八十名ヲ二学級ニ女子四十名ヲ一学級ニ編制ス」るものであった。男子は毎年二回（四月と十月）、女子は毎年一回（四月）、「本県内在籍ノ者ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ヨリ募集シ其品行身体学力等ヲ検定シテ之ヲ選」ぶのであるが、募集方法は、「第一種、郡市長ノ薦舉ニ係ル者、第二種、郡市長ノ薦舉ニ依ラサル者」の二種とし、入学者の資格は、次のように、定められた。

- 「一 品行方正身体健全ニシテ小学校教員ニ適当ナリト認ム
- 二 男子八年齢満十七年以上四十五年以下ニシテ在学中徵兵ニ関係ナキモノ
- 女子八年齢満十五年以上満二十五年以下ニシテ家事ニ係累ナキモノ」

以上の資格を有する入学志願者に対して、「本県尋常小学校本科准教員検定ノ学科目及其程度ニヨリ学力ヲ試験シ猶躰格検査及口答試問ヲ行フ」のであった。ただし、「本県尋常小学校准教員以上ノ免許状ヲ有スル者ニハ總テ入学試験ヲ行ハ」なかつた。これらの入学試験に合格した者は、4ヶ

月以内を試験生とし、さらに、其学力品行等を審査して適當と認められた者が本入学となった。

小学校教員講習科規程の男子の部分は、明治35年12月27日、大改正された。<sup>(44)</sup>これまでの規程と大きく異なる点は、講習科の目的を「尋常小学校教員ノ急需ニ応スルヲ以テ」から、「小学校教員ノ急需ニ応スルヲ以テ」と改正したこと、男子の講習科を甲乙二種に分けたことである。甲種の生徒は、小学校本科正教員、乙種の生徒は、尋常小学校本科正教員たらんとする者を入学させることとし、募集時期は、4月と10月の二回である。その方法は、郡市長薦舉と一般募集の二種類であり、乙種生徒は、改正以前と同じ資格を有する者から、甲種生徒は、「官公立中学校及文部大臣ニ於テ徵兵令第十三条ニ依リ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校ノ卒業生ニシテ」、乙種生徒の資格を有する者から募集することにした。甲種講習科入学志願者には入学試験を実施しなく、乙種講習科入学志願者には、改正以前の規定と殆ど同じ規定で実施したのであった。

明治36年4月、福岡県女子師範学校が設置されると、女子の小学校教員講習科は、小学校女子教員講習科規程<sup>(45)</sup>が制定され、福岡県女子師範学校に附設されることとなった。附設するところが変ったと言っても、その規程の内容は、殆ど変化はなかったのである。

明治30年代の小学校教員講習科の入学志願者と入学者は、男子の場合、表(7)、女子の場合、

表(7) 小学校教員講習科(男子)の入学志願者と入学者

	明治 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
入学志願者	57	125	175	266	240	168	148	112	92	104
入 学 者	40	78	86	77	82	75	77	62	75	78

註 福岡県学事年報(明治33年～36年)、福岡県統計書第二編(明治37～40年)より作成。

表(8) 小学校教員講習科(女子)の入学志願者と入学者

	明治 33	34	35	36	37	38	39	40
入学志願者	75	99	143	96	130	128	80	118
入 学 者	41	38	40	38	38	34	42	43

註 福岡県学事年報(明治33年～36年)、福岡県統計書第二編(明治37年～40年)より作成。

表(8)の通りである。

以上の2つの表から言えることは、講習科の入学者に対する入学志願者の割合は、2～3倍であ

り、本科のそれより低い。しかし、明治30年代は、明治20年代と比べると、講習科入学志願者がなくなっている。そして、女子の講習科入学志願者が、男子のそれより、やや多いのである。

入学試験に合格し、入学しても、4ヶ月以内は、仮入学生であり、その間、「学力品行等ヲ審査し小学校教員ニ適當ナリト認ムルモノニ依リ」<sup>(43)(44)(45)</sup>本入学を認めたのであった。本入学の許可のなかつた者は、明治34年男子5名、女子6名、明治35年男子5名、女子0名、明治38年男子4名、女子1名である。<sup>(46)</sup>

入学者の年令をみると、「講習科の生徒は最年少の私と最年長者とは倍以上の年齢の相違があった」<sup>(47)</sup>と明示されているように、入学者の年令は、かなり差があった。特に、男子の場合は、その格差が大きく、明治34年には、最少17年、最多42年11ヶ月、平均20年8月である。明治40年にも、最少16年7月、最多42年8月、平均21年1月であり、かなり年令の高い者が入学したのであった。甲種と乙種に分れていた時代は、甲種の方が乙種の方より、一般的に言って、年令の高い者が入学した。女子は、男子と比べると、年令は低く、年令の格差も少なかったのである。明治34年には最少15年、最多20年7月、平均17年1月、明治40年には、最少15年2月、最多22年5月、平均17年6月である。<sup>(10)</sup>

入学前の教育をみると、一般的に言って、男子の場合、高等小学校又は同補習科卒業者、郡立准教員養成所修業者が多い。但し、甲乙の二種を設置した場合は、甲種は、中学校卒業者しか入学できなかったので、中学校卒業の者が入学している、女子の場合は、明治34年から36年までは、高等小学校又は同補習科卒業者、郡立准教員養成所修業者で定員の大部分を占め、明治38年から40年までは、前述の二つの学校の卒業者の外に、高等女学校卒業者、師範予備校出身の者が入学するようになった。<sup>(10)</sup>

父兄の職業をみると、男子の場合、一番多いのは、農業であり、ついで庶業、商業、工業の順であるが、女子の場合、庶業が一番多く、ついで、農業、商業、工業である。<sup>(10)</sup>

入学者には、全員、学資が支給されたのであった。明治33年12月9日の規程<sup>(48)</sup>によると、「講習科生徒ニハ一人ニ付食費其他ノ手当トシテ男子ニ一ヶ月金七円女子ニ同金六円ヲ給ス但

退舎中ノ生徒ニハ総テ之レヲ給セス」と定められている。これが、明治35年12月27日<sup>(44)</sup>の『小学校男子教員講習科規程』では、男子6円、明治36年3月17日の『小学校女子教員講習科規程』<sup>(45)</sup>では、女子5円に改められた。明治37年秋、乙種講習科に入学した生徒は、「県の給費は月六円で、内五円貰拾銭が食費、残り八拾銭は現金で支給された。外に郡補助が壹円五拾銭あったのでたまにアンパンの八銭がと、餅の六銭がとも食ふ位で、そば屋に入ることすら気がとがめた私は、これ丈で学資十分で、而かも何彼と将来に必要な書籍なども、月一冊宛位は優に買へました。」<sup>(47)</sup>と、その給費で十分生活出来たと言う。

講習科生徒に課すべき学科目及びその程度は、明治32年2月14日制定の『小学校教員講習科規程』<sup>(48)</sup>によると、「教授ノ要旨ハ師範学科ニ準ス」とこととし、修身、教育、国語、算術、地理、歴史、習字、図画、音楽、体操の教科を課し、一週間の教授時間を34時間とし、修業年限は1ヶ年であった。前掲の教科のみ、「各学年中後半年ハ適宜小学校生徒教育ノ方法ヲ実習セシ」めたのであった。

明治32年の規程は、改正されて、明治33年12月9日、『小学校教員講習科規程』<sup>(49)</sup>が制定された。この規程によって、女子部も設置されたのであるが、小学校教員講習科の学科の程度は、「師範学校簡易科ノ程度ニ準ス但数学中幾何ノ初步歴史中外國歴史ヲ省キ又女生徒ニハ漢文ヲ課セス且体操ハ遊戯及普通体操ト」したのであった。そして、その学科目は、次の通りである。

「修身	毎週	一時	一教育	男每週	六時
				女每週	五時
一国語	男每週	四時	一漢文	毎週	二時
	女每週	五時			
一歴史	毎週	三時	一地理	毎週	二時
一数学	毎週	五時	一理科	毎週	三時
一習字	毎週	一時	一図画	毎週	二時
一音楽	毎週	一時	一軽操	男每週	四時
				女每週	三時

以上の学科目を履修した後、「各学年後半期中二ヶ月以上小学校生徒教育ノ方法ヲ実習」させたのであった。

明治35年12月27日の規程改正によって、小学校男子教員講習科は、甲乙に分けられ、学科課程の改正が行なわれた。乙種の学科課程は、前掲のそれと同じであるけれども、甲種講習科は、「師範学校本科」に準ずることとし、その学科目は、次の通りである。

「修身	毎週	二時
心 理	全	三時
論 理	全	一時
原 理	全	三時
管 理	全	二時
教授法	全	三時
教育史	全	二時
一国語	但小学校各教科用書ノ調査	全
一数学		全
一音楽		全
一軽操		全
一理科実験		全

甲種講習科は、中学校卒業生から募集するので、一般教養科目の時間数が少なく、教育の時間数が多いのが特徴である。教育実習は、「学年後半期中二ヶ月以上小学校生徒教育ノ方法ヲ実習セシ」めたのである。

福岡県女子師範学校が設立されるにあたり、明治36年3月17日、『小学校女子教員講習科規程』<sup>(45)</sup>が制定され、福岡県師範学校に附設されていた女子講習科を福岡県女子師範学校に附設することにした。その規程は、以前の規程を少し修正したものであるが、小学校女子教員講習科、修業年限1ヶ年であり、「教授ノ要旨ハ女子師範学校本科ニ準ス」るものとし、その学科目は、修身、教育、国語、歴史、地理、算術、理科、習字、図画、音楽、体操、裁縫であり、修学期中に、「二ヶ月以上小学校児童教育ノ方法ヲ実習セシム」るのであった。

講習科の生徒は、全員寄宿舎に入舎しなければならなかったのであるが、明治37年秋乙種講習科に入学した生徒は、「私共の寄宿舎で、喇叭で起こされ、ねせられる事は、本校生と異なる處はなかったけれど、………舍長や学友長の訓示（？）によれば、従前は室の掃除食番ランプ掃除等皆新参生か古参生の分までやったものだが、そんな事はせんでもよい、敬禮も朝一度して置けばよいといふ事だったけれど、何時とはなしに、所謂従前はの、其従前通りになってしまった。」<sup>(47)</sup>と言う。

この講習科を修了したら、「満三ヶ年間本県内（郡市長ノ薦举ニ係ル者ハ其郡市内）ニ於テ知事指令ノ小学校ニ奉職スル義務アルモノ」と定められていたが、講習所の卒業生は、「大概は居村の学校の而も主席訓導として採用」<sup>(48)</sup>されたと言われている。

福岡県では、明治32年9月20日「小学校教員補充の為め郡市の必要に応し小学校准教員養成所を

設置せんとするときは左記準則の定むるところに拠るべし」という訓令<sup>(49)</sup>を各郡市役所に発した。それによると、小学校准教員養成所は、「尋常小学校本科准教員乙種検定試験に必要な学科を授くるを目的とす」と定め、次の資格を有するものから生徒募集するのであった。

- 「一 身体健全品行方正にして小学校教員たるに適當なりと認むるもの
- 二 修業年限四ヶ年高等小学校卒業若くは之と同等以上の学力を有するもの
- 三 男子は年令十六年六ヶ月女子は十四年六ヶ月以上のもの」

修業年限は、6ヶ月以上で、学科目およびその程度は、「尋常小学校本科准教員検定科目及其程度に拠り教授時間は一日三時以上六時以下とす」とし、教科用書は、「可然本県尋常小学校本科准教員検定参考書に依る」ととした。そして、教員には、「師範学校中学校高等女子校教員若くは小学校正教員の免許状を有するもの其他郡市長に於て適當と認めたるもの」を、郡市長が、嘱託するのであった。

以上の内容の准教員養成所を設置せんとする時は、郡市長は、その場所、生徒定員、教員の資格、氏名、教授時間、開閉の期限等を詳具し、養成所規定を添へて知事に開申しなければならなかった。

各郡は、訓令に基づき、郡立准教員養成所を設立した。<sup>(50)</sup>明治32年に、三潴郡（榎津高等小学校内）、遠賀郡（黒崎、芦屋町高等小学校内）、田川（香春高等小学校内）、明治33年に、粕屋郡（大川、青柳町高等小学校内）、八女郡（福島高等小学校内）、鞍手郡（福丸町内）、筑上郡、明治34年に、三池郡に設立された。郡立准教員養成所は、定期的に設置されたのではなく、明治36年の統計によると、<sup>(51)</sup>鞍手、糸島、早良、三潴、八女、浮羽、企救、田川、京都、筑上の各郡に、明治38年の統計によると、<sup>(52)</sup>糟屋、三潴、田川、八女、遠賀、早良、鞍手、浮羽の各郡に、設置され

ている。

糟屋郡に設立された郡立准教員養成所を中心として、当時設立された郡立准教員養成の実態をみてみよう。糟屋郡の准教員養成所は、明治33年4月に発足したのであるが、それが発足する一月前の明治33年3月に『糟屋郡尋常小学校准教員養成所規程』<sup>(53)</sup>が、制定された。それによると、糟屋郡尋常小学校准教員養成所は、「尋常小学校准教員試験検定若クハ師範学校及ビ小学校教員講習科入学試験ノ準備ヲナスヲ以テ目的トス」と第一條に定められている。すなわち、尋常小学校准教員の養成所だけを目的とするのではなく、師範学校入学志願なるものの受験準備を設立目的としている。明確に、師範学校入学の受験準備を定めていないところでも、准教員養成所修了者から師範学校に進学するものが前述のようになかったのである。前掲の規程によると、生徒定員は35名であり、修業年限は二ヶ年で、教科目およびその程度は、「第一條ニ掲タル各試験ノ科目並ニ其程度ニ準ス」とした、この修了生は、無試験で、尋常小学校准教員の免許状が授与されるのではなく、それを得るために、試験を受けなければならなかつたのである。その試験は、かなり難しかったと言われている。<sup>(54)</sup>

### おわりに

師範教育令時代、すなわち、明治30年代の福岡県教員養成の実態を考察してきたのであるが、その特徴は、次のように指摘できる。

- (一) 明治20年代と師範教育の内容は変わらないが明治30年代は、師範学校の入学志願者が多くなったと言うことである。そのため、それへの入学準備機関すなわち、私立予備校が設置されたほどである。
- (二) 小学校教員不定を補うため、独立の福岡県女子師範学校の設立、師範学校附設の小学校教員講習科の定員の増大および女子部の附設郡立准教員養成所の設立がなされた。

### (註)

- (1) 『明治33年福岡県学事年報』福岡県 明治35年6月24日 6頁
- (2) 福岡県福岡師範学校『創立六十年誌』昭和11年12月30日 235頁
- (3) 同上書 115頁
- (4) 福岡県教育百年史編さん委員会編『福岡県教育百年史 第二巻 資料編(明治Ⅱ)』福岡県教育委員会 昭和53年3月25日 375頁
- (5) 前掲の『創立六十年誌』(151~152頁)の中に次のような記事がある。  
「斯く寄宿舎には良舎監長があり、学校としては名校长がゐられたの、校の内外共に能く行き届い

て、師範校の事を非難する者のあることは嘗て聞いたことがなかった。教育社会としても師範学校を中心として、人も吾も子弟を教養するには師範教育に勝るものなしと思った程である。だから當時入学志望者も亦少なからず毎年春秋二期五十名づつの募集に毎々四百名以上の應募者があつて、其中より擇れば入学し来る者には主に俊秀の才ある生徒を得たわけである。」

- (6) 久留米予備学校（明治32年4月設立）。
  - 私立予修館（明治36年3月設立）。
  - 私立師範予備校（明治38年6月設立）。
- (7) 福岡県福岡師範学校『創立五十年記念』大正15年11月28日，34頁
- (8) 前掲書『創立六十年誌』 296頁
- (9) 鳥飼里の会『創立七十年福岡県女子師範学校誌』昭和48年5月20日 146頁
- (10) 『福岡県学事年報』（明治33年～36年），『福岡県統計書第二篇（学事）』（明治37年～40年）の統計による。
- (11) 福岡県知事官房統計係『明治38年福岡県統計書第二篇（学事）』明治40年4月25日 133頁
- (12) 前掲書『創立六十年誌』 217頁
- (13) 福岡県福岡師範学校『福岡県福岡師範学校一覧』（明治41年6月末日調）明治41年9月10日 2頁
- (14) 前掲書『福岡県教育百年史第二巻資料編（明治Ⅱ）』 379頁
- (15) 同上書 375～377頁
- (16) 前掲書『創立五十年記念』 28～29頁
- (17) 前掲書『創立六十年誌』 152頁
- (18) 同上書 153頁
- (19) 同上書 284頁
- (20) 同上書 288～289頁
- (21) 同上書 70～71頁
- (22) 前掲書『創立七十年福岡県女子師範学校誌』 147頁
- (23) 中村ハル『努力の上に花が咲く』中村学園昭和47年9月1日 17頁
- (24) 同上書 16頁
- (25) 同上書 21頁
- (26) 前掲書『創立六十年誌』 289頁
- (27) 前掲書『創立五十年誌』 32頁
- (28) 前掲書『創立七十年福岡県女子師範学校誌』 146～147頁
- (29) 前掲書『創立六十年誌』 297～298頁
- (30) 前掲書『創立五十年誌』 33頁
- (31) 福岡県『明治三十三年福岡県学事年報』明治35年6月24日 6頁
- (32) 福岡県内務部第三課『明治三十四年福岡県学事年報』明治36年11月1日 6頁
- (33) 福岡県内務部第三課『明治三十五年福岡県学事年報』明治37年11月10日 6頁
- (34) 福岡県第二部『明治三十六年福岡県学事年報』明治38年6月20日 6頁
- (35) 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』昭和13年3月30日 192頁
- (36) 福岡県議会図書室蔵『明治33年県議会々議録』
- (37) 前掲書『明治三十六年福岡県学事年報』 5頁
- (38) 前掲書『福岡県教育百年史 第二巻 資料編（明治Ⅱ）』 474～477頁
- (39) 同上書 477～480頁
- (40) 同上書 480頁
- (41) 前掲書『明治三十六年福岡県学事年報』 7頁
- (42) 前掲書『明治三十八年福岡県統計書第二編』 132頁
- (43) 前掲書『創立七十年福岡県女子師範学校誌』 148頁
- (44) 『福岡県令達（三池郡四ヶ小学校事蹟留）』明治32年～43年 1～11頁
- (45) 福岡県師範学校『福岡県師範学校一覧』（明治38年3月調）明治38年3月28日 9～18頁
- (46) 前掲書『福岡県教育百年史 第二巻 資料編（明治Ⅱ）』 480～484頁

- (46) 『福岡県学事年報』(明治34年、35年)、『福岡県統計書第二編』(明治38年)に掲載。
- (47) 前掲書『創立五十年法』 25頁
- (48) 『福岡県令達(三池郡四ヶ小学校事蹟留)』明治32年～43年
- (49) 前掲書『創立五十年法』 24～25頁
- (50) 同上書 40頁
- (51) 前掲書『福岡県教育百年史 第二巻 資料編(明治Ⅱ)』 368頁
- (52) 福岡県教育委員会『福岡県教育史』昭和12年3月31日 431～433頁
- (53) 前掲書『明治36年福岡県学事年報』, 173頁
- (54) 前掲書『明治38年福岡県統計書第二編』224頁
- (55) 糸島郡役所『糸島郡志』大正13年1月31日 519～520頁
- (56) 藤島正之『灯火を掲げた人々—教育者の伝記一』 教育春秋社 昭和41年7月 68頁